ASAHIKAWA CITY

令和８年度旭川市不育症治療費助成事業のご案内

◆制度の概要◆

不育症とは：妊娠しても，２回以上の流産や死産，生後１週間以内の新生児死亡を繰り返すことを不育症と呼びます。
旭川市では，**不育症治療を受けられるご夫婦の経済的負担を軽減する**ため，不育症の治療に要する費用の一部を助成します。

●対象者となる方

不育症と診断され，対象となる検査及び治療を受けたご夫婦で，次の要件をすべて満たす方

① 流産，死産，新生児死亡のいずれかの既往が２回以上あること
② 申請日に夫婦またはどちらかの住民票が旭川市にある方
③ 国内の産科・婦人科を標榜する医療機関で治療を受けた方
※年齢制限はありません

旭川市ホームページ
〈不育症治療費の助成〉

●対象となる検査・治療

◆検査　不育症の因子を特定するための検査
（子宮形態検査・染色体検査・内分泌検査・抗リン脂質抗体検査・凝固因子検査・絨毛染色体検査・先進医療として告示されている不育症検査）

◆治療　特定した因子を改善するための治療
（手術療法・着床前診断・抗甲状腺薬・甲状腺ホルモン剤・インスリン・低用量アスピリン療法・ヘパリン療法・カウンセリング）

●助成回数・限度額

◆１回の治療期間につき，１０万円を限度に助成します。回数の制限はありません。

※1 回の治療期間とは，不育症の診断をするための検査を開始した日から，妊娠が確定し出産（流産または死産含む）した日，または医師の判断により治療を終了した日までの期間になります。

●申請の期限

◆1 回の検査及び治療終了日から 60 日以内，かつ治療終了日の属する年度内です。（60 日以内，または年度内に申請できない理由がある場合（必要な書類の準備に時間を要するなどの特別な事情があると認められる場合，または治療終了日が２月～3 月で治療終了日の属する年度に申請できない場合）は，必ず期限内に問合せが必要です。）
（年度：４月１日～翌年３月 31 日）

※　申請に必要な書類については裏面をご参照ください

＜申請に必要な書類＞

※書類請求の際は，窓口に来られる方の本人確認書類が必要です。各書類で必要なものが異なりますので各担当課までお問い合わせください。なお，代理人の方が申請する場合は，委任状が必要です。

①旭川市不育症治療費補助金申請書

◆市内産科・婦人科医療機関及び申請窓口に設置しています。また，市のホームページで様式をダウンロード（ホーム＞くらし＞子育て･学校教育＞手当･助成金など＞各種助成･補助金で検索）できます。
◆申請金額は受診等証明書の金額と異なる場合がありますので,空欄のまま申請窓口にお持ちください。

②旭川市不育症治療費補助に係る受診等証明書（不育症治療を実施した医療機関で発行）

③対象となる治療費の領収書及び診療明細の原本

◆「不育症治療費助成事業受診等証明書」に記載された治療期間内のもの。医療機関の医師からの指示の下，他の医療機関で行った治療を含みます。
◆確定申告（医療費控除）をされる方は，確定申告前に不育症治療費の申請をしてください。

④振込口座の通帳

◆支店番号を確認するため，通帳(コピー不可)を持参してください。

⑤「住民票」等（夫または妻が市内に居住していることを確認するための書類）

※**住民票等は，すべて個人番号(マイナンバー)の記載のないもの**をご用意ください。
◆発行日から３か月以内かつ年度内(令和８年度)のもの。
◆夫婦同一世帯の場合，「世帯全員のもの」で「続柄記載」のものを提出してください。
◆夫婦同一世帯ではない場合，必要書類が異なるのでお問い合わせください。
◆住民票は市役所市民課（総合庁舎１階）または，各支所で発行しています。
住民票請求の際の必要書類等については，市民課（電話２５－６２０４）にお問い合わせください。
※同一年度内２回目以降の申請は，前回申請時と変更がない場合は提出の必要はありません。

＜申請窓口＞　郵送申請も可能です
◆旭川市こども家庭センター
◆住　　所　旭川市１０条通１１丁目
◆受付時間　８：４５～１７：１５

＜問合せ先＞（郵送申請はこちら）
◆〒070-0040
旭川市１０条通１１丁目
旭川市こども家庭センター
◆電　話　　２６－５５００
◆受付時間　８：４５～１７：１５

＜不育症治療に関する相談窓口＞
〇不妊専門相談センター(旭川医科大学病院産婦人科)
・電話番号 0166-68-2568（要予約）
・専門相談日：毎週水曜日(15:00～17:00)
※予約受付：月～金(10:00～16:00)　電話・面接どちらでも受付可。
※専門相談は､旭川医科大学の不妊治療専門医師が担当します。

〇旭川市こども家庭センター
【電　　話】２６－５５００